

福島県老人福祉施設協議会 災害時施設相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、福島県内における災害時等に、福島県社会福祉協議会老人福祉施設協議会（以下、「県老施協」という）の各支部及び会員施設による相互支援活動に取り組むため必要な事項を定める。

(組織)

第2条 この協定に基づき県老施協に総合本部を置く。

- 2 総合本部長は県老施協会長、総合副本部長は県老施協副会長とする。
- 3 県北、県中、県南、会津、相双、いわきの各地区に支部を置く。
- 4 支部長は県老施協の支部長とする。
- 5 県老施協に事務局を置く。

(応援事項)

第3条 応援項目は次のとおりとする。

- (1) 被災者避難受け入れのための施設の提供
- (2) 被災者に対する給食、給水及び生活必需品の提供
- (3) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (4) 災害応急措置に必要な資材物資の提供
- (5) その他、被災施設から特に要請のあったもの

(災害発生の報告等)

第4条 各支部の支部長は災害が発生し、支部内の被災施設から状況報告を受けたときは、災害状況報告書（様式第1号）により、総合本部長に状況を報告するものとする。

(応援要請の手続き等)

第5条 支部長が応援の要請を行う場合は、災害応援要請申請書（第2号様式）により総合本部長に応援を要請するものとする。

- 2 総合本部長は支援が必要と判断した場合は、他の支部長に対し応援を要請するものとする。

(応援の実施)

第6条 第5条第2項の規定により、要請を受けた支部長は、応援内容を確認し、直ちに応援に実施するものとする。

- 2 総合本部長は、県外からの支援が必要と判断した場合、東北ブロック・指定都市の災害時相互支援協定に基づき、全国老人福祉施設協議会等と協議の上、被災施設へ支援要請を行うものとする。

(応援費用の負担)

第7条 応援に要した費用の負担は次のとおりとする。

- (1) 被災者避難受け入れのための施設の提供は無償とする。
- (2) 被災者に対する給食、給水及び生活必需品に係る費用については応援施設の負担とする。

- (3) 災害応急措置に必要な応援職員の派遣については応援施設の負担とする。
- (4) 災害応急措置に必要な資材物資の提供については被災施設の負担とする。
- (5) その他、被災施設から特に要請のあったものについては被災施設の負担とする。

2 県老施協会長が特に必要があると認めた場合は、前項に掲げる費用を県老施協の負担することができる。

(協定の検証及び見直し)

第8条 この協定は、必要に応じて検証し随時見直しができるものとする。

(疑義等)

第9条 この協定に疑義ある場合及び定めのない事項は県老施協会長が定める。

(附属)

第1条 この協定は平成26年1月21日から適用する。

第2条 この協定の締結を証するため、協定書には、県老施協各支部の支部長が記名押印し、7通を作成し、各1通を保有し県老施協事務局で1通保管するものとする。

平成26年1月21日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

老人福祉施設協議会 会長 三瓶政美 ㊟

福島県老人福祉施設協議会 県北支部長 小野雅信 ㊟

(特別養護老人ホーム陽光園 施設長)

福島県老人福祉施設協議会 県中支部長 柳沼孝徳 ㊟

(特別養護老人ホーム愛寿園 施設長)

福島県老人福祉施設協議会 県南支部長 大竹喬 ㊟

(特別養護老人ホームしらかわの里 施設長)

福島県老人福祉施設協議会 会津支部長 佐野弘一 ㊟

(特別養護老人ホーム宮川荘 施設長)

福島県老人福祉施設協議会 相双支部長 三瓶雅美 ㊟

(特別養護老人ホームいいたてホーム 施設長)

福島県老人福祉施設協議会 いわき支部長 柴田香織 ㊟

(特別養護老人ホームパライソごしき 施設長)